みんなの党 王寺支部通信

2012年４月17日号

発行元：みんなの党奈良県王寺町議会第１支部
〒636-0002　王寺町王寺２丁目 13-23-304
〒636-0022　王寺町明神２丁目 4-20
☎・fax　0745-31-3710
編集元：みんなの党奈良県王寺町議会第１支部
URL　http://www.t-shimizu.jp
E メール minna@t-shimizu.jp

支部長　清水　勉 の 議会報告　「ぶれない」「曲げない」「崩れない」

３月定例会　24 年 3 月 1 日～14 日

今回の告示は 2 月 24 日で、会期前の事前勉強会（参加者は 7 名）を 2 月 27 日に開くことが出来、少し余裕をもって3月定例議会に臨むことが出来ました。

＜一般質問＞　9 人の議員から 17 問の一般質問が行われました。

私の質問(2 問)の概要は次のとおりです。

１問目【リーディングプロジェクトについて】

２００９年に策定された「王寺町新総合計画・後期基本計画」の【リーディングプロジェクト】には、王寺町が進むべき道として基本的な構想が取りまとめられております。　その中から実施されていない次の３項目について質問をしました。

①「王寺町地球温暖化対策実行計画」の策定状況について

回答；　現在策定準備中であり、委託は行わず職員により電気使用量などのデータから、個別公共施設の削減目標などを策定する。

②「街なか商いの活性化における、都市型イベントへの開催支援の具体的な内容」について

回答；　現在、商工会へ支出している補助において対応する。

③「住民自治の支援体制づくりとして、ボランティアセンターの具体的な計画内容」について

回答；　ボランティアセンターの建設は不要と考えている。

①　保井町長就任時の一般質問に答えて「地球温暖化対策は最重要課題であり、王寺エコシティーを目指して『王寺町地球温暖化対策実行計画』の策定を着実に推進し取り組む！」との方針でありました。　しかし、職員によって作成可能な実行計画すら３年の間に作らず、具体的施策の発表も行われていません。
　保井町長の最重要課題とは・・・？

②　王寺町独自の景気対策やイベントの具体的な回答は無く、商工会任せとも取れる答弁。　王寺町の地の利を活かすことを、もっともっと商工会や青年会議所と連携すべきと思います。

③　残念な回答でなりませんが、今後とも、粘り強く必要性を訴え続けます。

２問目【防災機能向上の施策について】

昨年の３月１１日に発生した東日本大震災の経験を踏まえて、各自治体において公共施設の防災機能向上や倒壊の危険がある家屋への対策、あるいは避難誘導などの内容の見直しを図られています。

王寺町では、平成２３年度で学校施設の構造上の耐震対策は完了していますが、公共施設の中には耐震構造上に問題のある施設が多く残されています。　今後の大規模地震発生時に必要な災害時弱者に対する支援システムの構築などの減災対策が課題であると考え、次の６項目に対する具体的な取組とスケジュールについて質問しました。

① 災害時弱者に対する支援システム構築と町単独の助成事業

回答；　平成２２年３月に台帳は作成済みであり、重度の身体障害者や要介護者など、自ら動くことが困難な方に対する町単独の耐震シェルター補助は考えていない。

② 耐震対策未実施施設の耐震化工事（役場庁舎、水道施設、各社会教育施設）

回答；有効な補助の採択を受け検討する。

③ 土砂災害複合危険箇所の公表（奈良県及び王寺町調査）

回答；奈良県実施の調査で十分と考えている。

④ 防災マップの見直しと公表

回答；内容を精査し、必要であれば・・・

⑤ 防火対策

回答；現状の消防体制で十分と考えている。

⑥ 王寺町防災の日制定

回答；９月１日「防災の日」があり、王寺町独自では不要！　町全体の避難訓練は考えていない。

防災・減災対策は、様々な観点から研究して実施するべきであることを、また、事前の避難訓練や住民からの提案、議会からの提案などに耳を傾けて、真剣に減災対策に取り組んだ自治体では被害が少なかったことも、昨年の東日本大震災が教えてくれました。

建物などの耐震補強工事などには多くの費用と時間が必要でありますが、自主防災会、自治会、学校、企業、関係行政機関などと共同して行う全町避難訓練を実施することが、災害時の問題点を洗い出せると考えています。

また、災害時弱者と言われる子供達、重度の身体障害者、要介護者への減災対策こそが緊急課題であると思いませんか？

※ 一般会計当初予算に修正動議を提出しました。

平成２４年度施政方針で、老人福祉対策の一つである「やわらぎの手帳優遇措置事業」のイコカカード利用限度額を６，０００円から８，０００円に引上げることを発表されました。　当初予算審査特別委員会で、少子超高齢化社会を迎える時代において、２年前に創設された事業の利用額引上げの根拠説明を求める委員に対して、明確な根拠を示して答弁されることなく、採決では、可否同数となり委員長採決により可決されました。

老人福祉事業が大切であり、外に出ていただき健康寿命を延ばしていただくことが医療費の削減にもつながることは理解できます。

しかし、単に利用者が増えていることを理由に引上げることは「**予算のバラマキ**」であり、真に必要なことは「Get元気21」などの住民参加型事業の充実を図り、必要な環境整備であるバリアフリー対策、安心な歩行空間の創出を行うことであると考えています。

限りある予算に対して、利用者が増えれば「一人あたりの利用額単価は減る」のが普通の考え方ではないでしょうか？ （全体の制度が理論的な整合性に欠けています。）

しかも、来年の2月には王寺町長の改選が行われる年でもあり、明確な理由なしに引上げを行うことは、公職選挙法上も好ましくないとの異議を唱え、一般会計予算の民生費（社会福祉費）において、引上げ相当額の336万円を減額する修正案を提出しましたが、修正への賛成者6名、反対者7名で否決されました。

（ **詳細は、私のホームページ** http://www.t-shimizu.jp **のブログで全文掲載しています。** ）

平成24年3月29日

道州制への移行のための改革基本法案がみんなの党から提出されました。

改革基本法案の概要は次のとおりです。

我が国の国のかたちを新たなものに転換することが喫緊の課題となっていることに鑑み、道州制への移行のための改革を総合的に推進する。

目標時期 ： この法律の施行（公布日施行）後7年以内に、道州を設置し、道州制への移行のための改革による新たな体制への移行を開始

第1 基本理念

道州制への移行のための改革は、道州において、個性豊かで活力に満ち、かつ、安心して暮らすことのできる地域社会が形成され、及び地域経済が自律的に発展するとともに、行政、経済、文化等に関する機能が我が国の特定の地域に集中することなく配置されるようにし、あわせて、国が本来果たすべき役割を重点的に担うことができるよう、次の事項を基本として行われるものとする。

（1） 道州を設置し、その地域の特性に応じた独自性のある施策を展開することができる地方自治制度を確立

（2） 国が来果たすべき役割に係る事務を除き、国が所掌する事務を道州に移譲、道州が施策の企画・立案と実施とを一貫して行う体制を確立

（3） 道州の財政運営における自主性を確保、道州が自主的・自立的に役割を果たせる地方税・財政制度を確立

（4） 近な行政はできる限り基礎的な地方公共団体が担い、道州が補完。市町村につき、基礎的な地方公共団体としてあるべき姿となる地方自治・地方税・財政制度を確立

（5） （1）～（4）に伴い、国の行政組織及び事務を簡素かつ合理的なものにする。

第2 道州制への移行のための改革の基本方針

（1）道州の設置等、（2）国の事務の道州又は市町村への移譲等、（3）国及び地方公共団体の税財政制度の見直し、（4）都道府県の廃止等、（5）市町村の事務等、（6）国の行政組織の見直しに関する基本方針を法律に規定

この法律の施行（公布日施行）後2年以内に、政府は、上記（1）～（6）の基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な法制上の措置を講ずる。

第3 道州の区域の決定

道州の区域は、道州がその果たすべき役割を適切に遂行するにふさわしい範囲となるように、併せて社会経済的条件、地理的条件、歴史的条件及び文化的条件を勘案し、法律で定める。その法律案の作成に当たっては、地方公共団体及び住民の意見を反映させるための措置を講ずる。

第4 道州制への移行のための改革推進本部

内閣に、本部長（内閣総理大臣）、副本部長（内閣官房長官及び道州制への移行のための改革担当大臣）及び本部員（本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣）をもって組織する本部を置く。また、本部に事務局を置く。

入党のご案内 みんなの党は、あなたの党です。

党員になって、みんなの党を支えてください。
党員には一般党員（2 千円／年）とネット党員（千円／年）があります。
詳しくは、みんなの党ホームページ（http://www.your-party.jp/）をご覧ください。
（一般党員は、支部での受付もできます。）

－ 発行責任者 －

みんなの党 奈良県王寺町議会第１支部 支部長 清 水 勉